

公害防止統括者、公害防止管理者等の届出について (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

次の事業者の方は、公害防止統括者、公害防止管理者等の届出が必要です。

1. 届出が必要な業種（法律第2条、施行令第1条）

- (1) 製造業（物品の加工業を含む。）
- (2) 電気供給業
- (3) ガス供給業
- (4) 熱供給業

※業種の範囲は、原則として日本標準産業分類による。

2. 届出が必要な対象施設について

- (1) 騒音発生施設（法第2条第1項第3号、施行令第4条）
 - ①機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
 - ②鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）
- (2) 振動発生施設（法第2条第1項第6号、施行令第5条の2）
 - ①液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。）
 - ②機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
 - ③鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

<選任及び届出の時期>

区分	選任時期	届出時期
公害防止統括者及び代理者	選任事由が発生した日から 30日以内	選任日から30日以内
公害防止管理者及び代理者	選任事由が発生した日から 60日以内	選任日から30日以内

<届出に必要な書類>

区分	届出書	資格を有する書類※	遅延理由書
公害防止統括者及び代理者	○	×	△
公害防止管理者及び代理者	○	○	△

※ 資格を有する書類：国家試験の合格証書の写しまたは資格認定講習の修了証書の写し（ただし、国家試験の合格証書または資格認定講習の修了証書の交付が手続中の場合には国家試験の合格通知書の写しまたは資格認定の修了に関する通知書の写し）

◎公害防止統括者とは

- ・特定の資格を有する者であることを要しない。
- ・特定工場においてその事業の実施について最高の権限と責任を有する者のことであり、名称は工場ごとに異なるにせよ、いわゆる工場長に該当する。
※常時使用する従業員の数が20人以下である場合は、公害防止統括者の選任は必要ない。

◎公害防止管理者とは

- ・公害防止管理者試験に合格した者又は、その他指定する講習の課程の修了者のことである。

◎代理者とは

- ・公害防止統括者、公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合のためにその職務を行う者のことである。

3. 届出が不要な場合

- (1) 工業専用地域内にある工場はこの法律に基づく届出は必要ない。
- (2) 騒音、振動以外に大気、水質の届出対象施設がある場合は、それらと併せて愛知県尾張県民事務所環境保全課へ届出してください。

<問合せ先>

- (1) 公害防止管理者の資格認定講習に関する問合せ

(一社) 産業環境管理協会 中部支部 (名古屋市中区)

TEL 0 5 2 - 2 2 1 - 1 4 5 7

- (2) 公害防止統括者、公害防止管理者等の届出に関する問合せ

小牧市役所 環境保全課

TEL 0 5 6 8 - 7 6 - 1 1 3 6

